

東松山市下水道事業受益者負担金単位負担金額について
(第7負担区)

1 第7負担区設定の理由

令和2年度に東松山市公共下水道事業計画を変更し、殿山町及び沢口町を予定処理区域と定め、令和6年度より地区内の汚水管渠の整備を進めるため。

2 受益者負担金制度とは

区域内にある宅地、田、畑、山林、私道等の土地所有者や賃借権等の権利者が建設費の一部を負担する制度

- 東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例 第1条
「東松山市長は、この条例に定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金を徴収するものとする。」

3 第7負担区の対象区域

殿山町、沢口町（別紙賦課対象区域図資料2-2参照）
全体面積：44.3ha（下水道事業認可区域面積）

4 第7負担区単位負担金額算出方法

国の下水道財政研究委員会の第5次提言の趣旨に基づき算出

$$\begin{array}{l} \text{末端管渠整備費} \quad \div \quad \text{負担区全体面積} \quad \times \quad \text{負担割合} \\ 810,239,100 \text{ 円} \quad \div \quad 44.3\text{ha} \quad \times \quad 35.1\% \quad \div \quad \underline{640 \text{ 円}/\text{m}^2} \\ \hspace{15em} (10 \text{ 円未満切捨}) \end{array}$$

5 第7負担区単位負担金額

640円/m²

6 負担割合について

第1負担区（昭和45年）における対象事業費の考え方

第2次財政研究委員会提言（昭和41年）により

「総事業費の1/5」

総事業費		負担区全体面積		負担率		単位負担金額
1,536,000,000 円	÷	164ha	×	1/5	≒	187.31 円/m ² ……①

第2負担区（昭和58年）における対象事業費の考え方

第4次財政研究委員会提言（昭和54年）により

「末端管渠整備費相当額」

受益者負担金を賦課する時期により提言内容が異なることから、第1負担区との負担の公平性を確保するため、以下の計算により負担割合を算出している。

第1負担区（昭和45年）の末端管渠整備費（実績値）から、第4次財政研究委員会提言に従った場合の単位負担金額を仮に計算する。

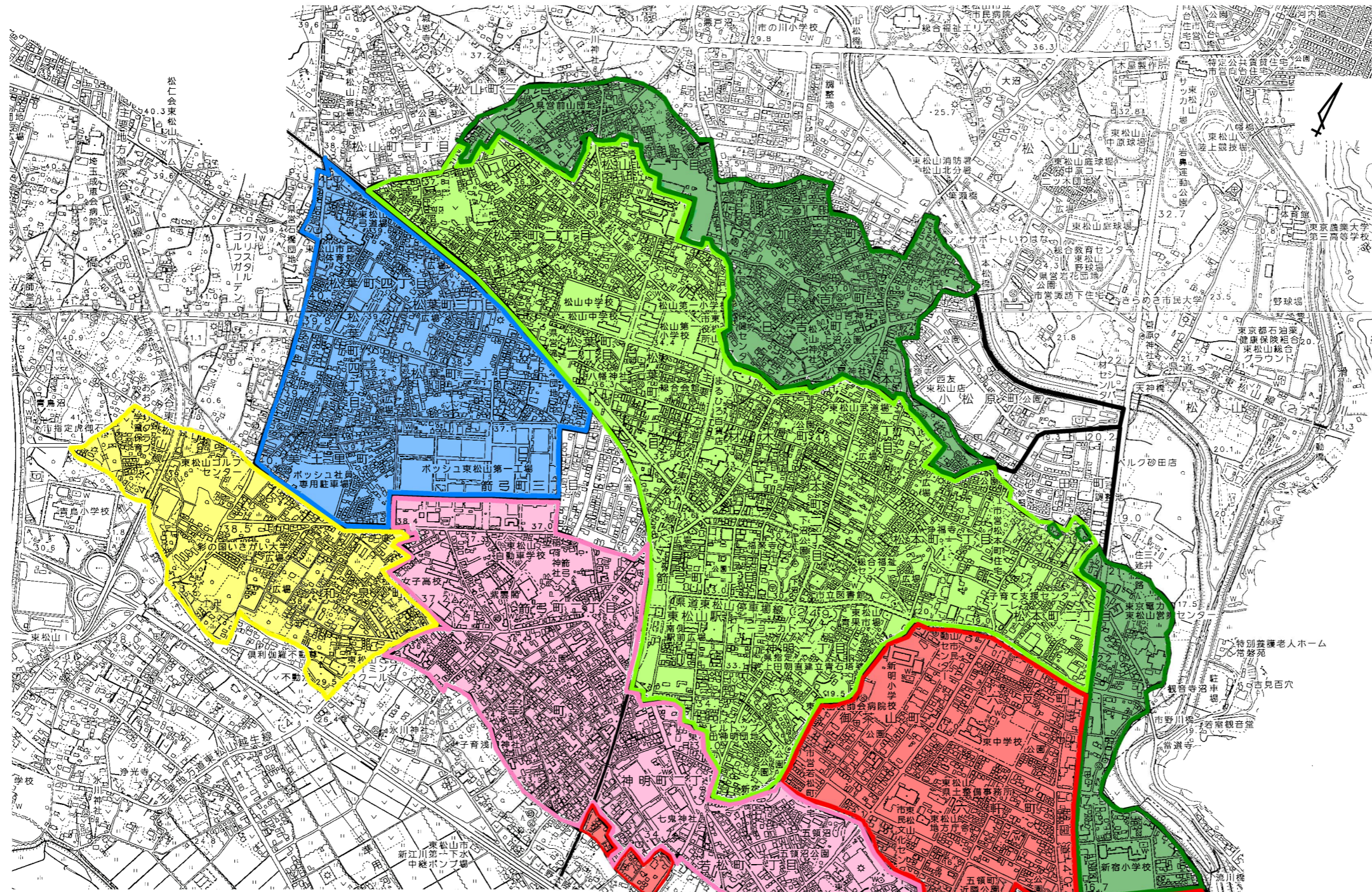
末端管渠整備費相当額		整備面積		単位負担金額
876,978,600 円	÷	164.34ha	≒	533.63 円/m ² ……②

①、②の比率により負担割合を算出。

$$\text{①} \div \text{②} = 187.31 \div 533.63 \approx 0.351$$

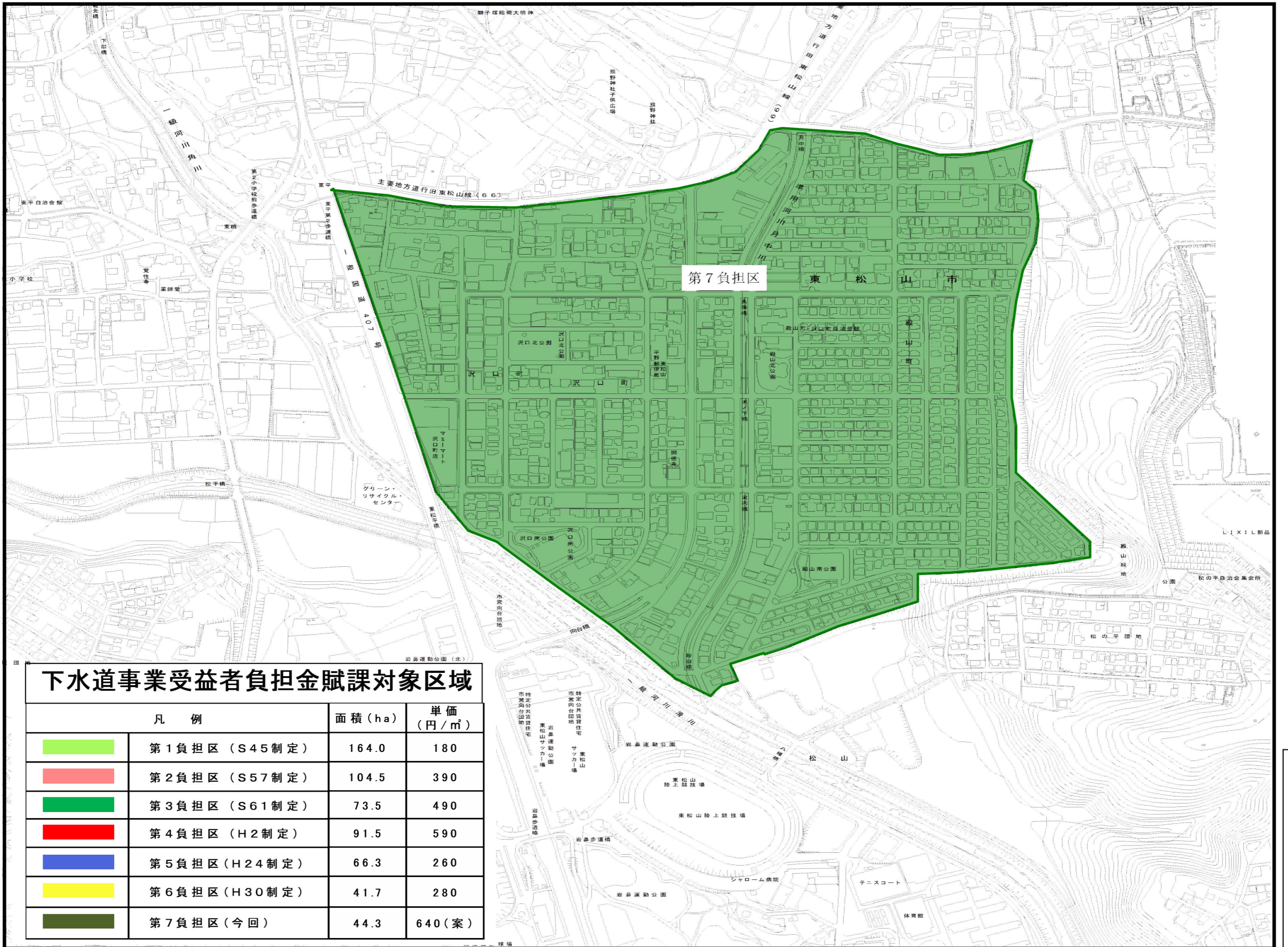
以上より、負担割合 0.351

以降、本市の単位負担金額算出の際には上記負担割合を採用している。



下水道事業受益者負担金賦課対象区域

凡例	面積 (ha)	単価 (円/㎡)
 第1負担区 (S45制定)	164.0	180
 第2負担区 (S57制定)	104.5	390
 第3負担区 (S61制定)	73.5	490
 第4負担区 (H2制定)	91.5	590
 第5負担区 (H24制定)	66.3	260
 第6負担区 (H30制定)	41.7	280
 第7負担区 (今回)	44.3	640(案)



下水道事業受益者負担金賦課対象区域

凡 例	面積 (ha)	単価 (円/m ²)
 第1負担区 (S45制定)	164.0	180
 第2負担区 (S57制定)	104.5	390
 第3負担区 (S61制定)	73.5	490
 第4負担区 (H2制定)	91.5	590
 第5負担区 (H24制定)	66.3	260
 第6負担区 (H30制定)	41.7	280
 第7負担区 (今回)	44.3	640(案)